

## 第2回 地域公共交通会議資料

### 1. 第1回会議の振り返り

---

#### 1-1 会議の趣旨および要綱の説明

---

○第6次東庄町総合計画後期基本計画における重点政策として、「公共交通ネットワークの構築」を設定した。今後想定される地域住民の移動手段の確保として、具体的な住民の移動ニーズや公共交通への要望等を把握するとともに、まちづくりと一体になった持続可能な地域公共交通網の再構築は、喫緊の課題となっているため、本会議を設置した。

○東庄町地域公共交通会議の設置要綱に基づき、本会議の会長は「岩田町長」に決定。

また、会長の指名により副会長は町議会「宮澤議長」に決定。

#### 1-2 公共交通に関する課題整理

---

○増加する高齢者や免許返納者、障害者といった交通弱者のニーズに合った、利便性の高い公共交通の整備が求められている。

○外出支援巡回バス「おでかけ号」の利用者数と負担額について、改善する方法を検討する必要がある。

⇒「東庄町が新たな公共交通（デマンドタクシーおよび自家用有償運送）に着手すること」について同意いただいた。

#### 1-3 実証運行の開始に向けて

---

○町内の公共交通サービスの最適化に向けた検討のため、デマンドタクシーの導入可能性を検証したい。

○本格導入にあたる問題点・課題点を整理するため、実証運行を開始したい。

⇒実証運行の開始に向けた検討事項についてアンケートにて回答を求めた。

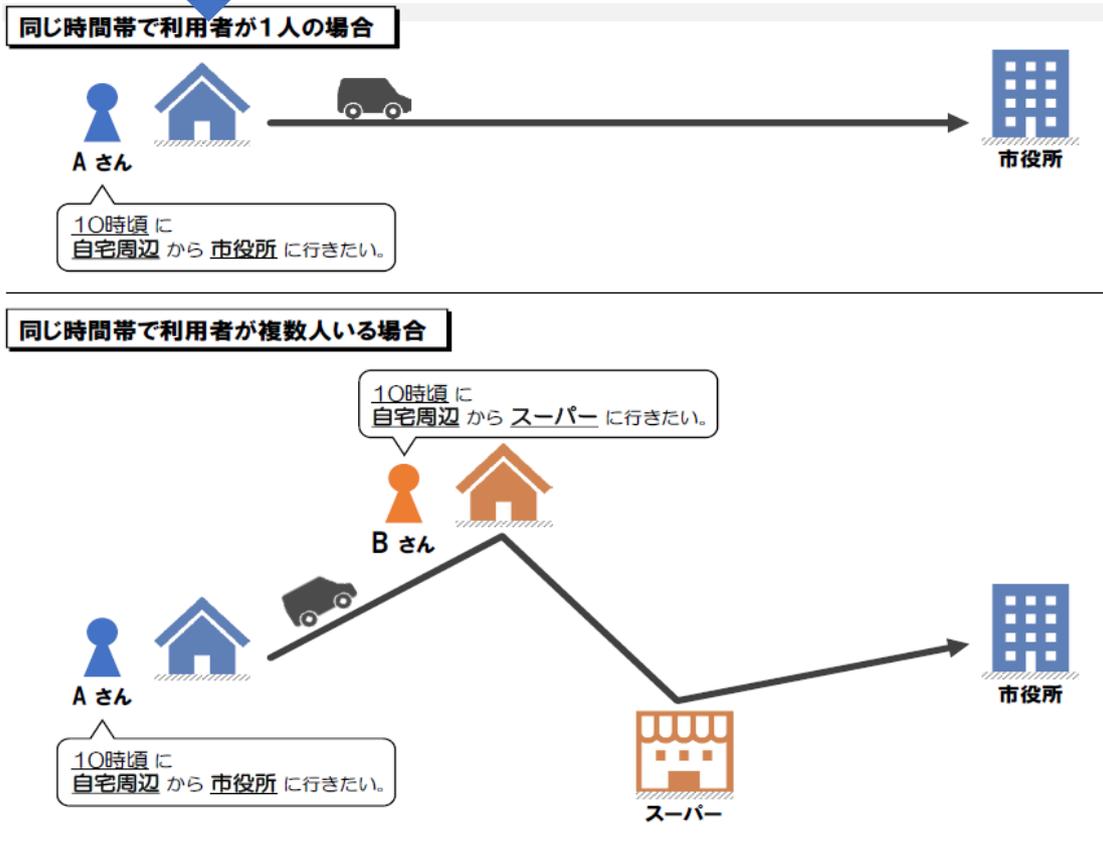
## 1-4 デマンド交通とは

「デマンド」とは「要望」のことであり、デマンド交通は、決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を受けて指定された時間に指定された場所へ送迎する輸送サービスのことです。

規則正しく運行されている公共交通機関と異なり、利用者が自分から連絡する必要がありますが、その分利用者の要望を運行に反映できる運行形態といえます。

表 デマンド交通の主なメリット・デメリット

	利用者の視点	行政・事業者の視点
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>お出かけ号でもカバーできなかった移動ニーズを支援できる。</li> <li>自宅近くで乗車することができるようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の予約に応じて運行することで効率的に車両を動かせる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用には予約が必要となる。</li> <li>利用が多い場合は、バスよりも所要時間がかかる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者があまりにも多い場合、対応がしきれない可能性がある。</li> <li>既存公共交通の利用を奪ってしまう可能性がある。</li> </ul>



## 1-5 自家用有償運送とは

バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が自家用車（白ナンバー）を用いて提供する輸送サービス。

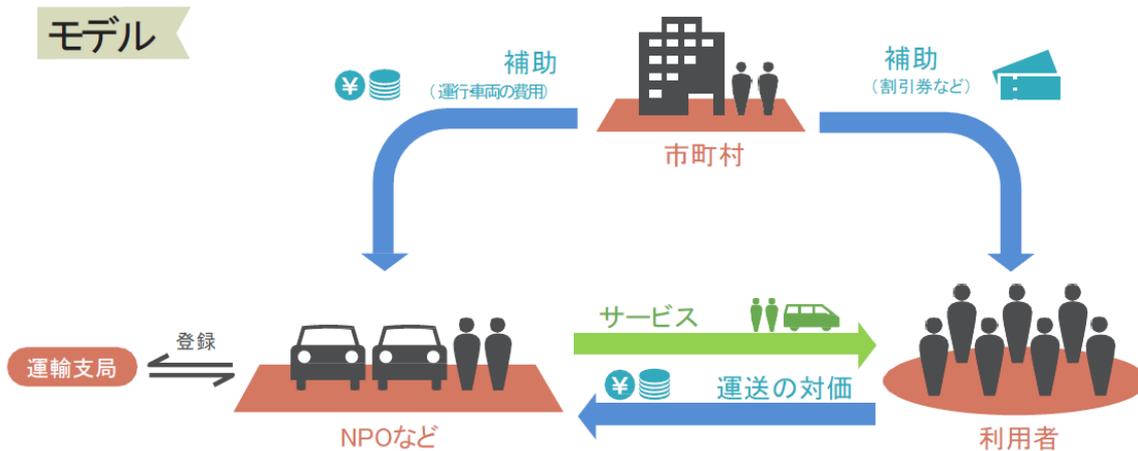


図 自家用有償旅客運送のイメージ

表 運行内容

運行内容	登録要件等
運行形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 路線を定める運送</li> <li>• 区域を定める運送</li> </ul>
旅客の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>交通空白地有償運送</b> 輸送サービスの提供が困難な地域における住民や来訪者の運送サービス。</li> <li>• <b>福祉有償運送</b> 障害者や要介護者等を対象とするドア・ツー・ドア型の輸送サービス ※障害や介護の訪問系サービス事業者が「介護給付と一体化した輸送」を行うことができる。</li> </ul>
使用する自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自家用有償旅客運送の実施主体が、その自家用自動車の使用権原を有していることが必要</li> </ul>
運転者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自家用有償旅客運送を行う場合には、「2種運転免許保有」又は「1種運転免許保有＋自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習の受講」が必要</li> </ul>
旅客から收受する対価	<p>旅客から收受する対価の要件を満たした上で、距離制（1km●円）、時間制（1時間●円）、定額制（1回●円）のいずれかにより設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。</li> <li>• 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。</li> </ul>

### 1-6 近隣市町のデマンドタクシーについて

	神栖市	旭市	香取市	多古町
対象者	市民	市民	市民 (旧小見川地区のみ)	運転のできない方 障害者手帳所持者 運転免許返納者 付添人
利用料金	大人 300 円 子供 150 円 3 歳未満無料 介助者無料	基本 500 円 下記は 400 円 障害者手帳所持者 運転経歴証明書保持者 グループ予約者 小学生 下記は無料 小学校就学前の児童	大人 600 円 中高生 300 円 小学生まで無料 障害者手帳所持者 300 円	400 円 回数券だと 300 円 (10 枚綴り 3,000 円)
運行範囲	市内の 4 つのエリア (エリアを超えた移動は原則不可)	市内の 3 つのエリア (どのエリアからも行ける共通乗降場所あり)	小見川地区のみ (自宅を含めた指定の場所で乗降)	町内全域 (自宅を含めた指定の場所で乗降)
運行日	月～金	月～金	月～金	月～土 ※祝日運休
利用時間	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00 出庫始発 16:00 出庫終発	7:30～17:30
予約方法	電話・FAX・メール 出発の 30 分前までに連絡。	電話、FAX 指定された予約期限あり	電話のみ 出発の 30 分前までに連絡。	電話のみ 出発の 1 時間前までに連絡。

- ① 利用者登録 → ② 電話予約 → ③ 自宅から共通乗降場所へ

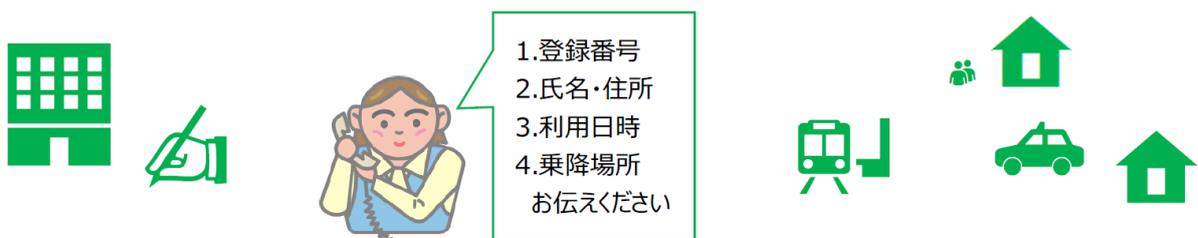


図 利用手順(香取市の例)

## 2. 意見のとりまとめ

デマンドタクシーの実証運行をするにあたり、実施内容の検討事項について意見の取りまとめを行いました。

### 2-1 対象者

誰でも	7	
町民なら誰でも	7	
条件を設定する	高齢者	3
	障害者	2
	乳幼児とその親	2
	学生	0
自由記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証データの収集のため、対象者を限定せずに登録制が望ましい。</li> <li>・利用者の介助のため同乗する方が町外でも利用可能とする。</li> </ul>	

### 2-2 運行方式

定路線型	1
迂回ルート・エリアデマンド型	5
自由経路ミーティングポイント型	2
自由経路ドア・ツー・ドア型	9
自由記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性や移動ニーズの分析のため、まずは家と乗降場所を結ぶルートを設定すべき。</li> </ul>

### 2-3 運行エリア

町内全域	13	
地域を限定	神代地区	0
	笹川地区	0
	橘地区	0
	東城地区	0
自由記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区を限定している市町村があるが、隣接しているのに利用できない例があり不便だった。</li> <li>・限定的に病院に行けるように（エリア拡大）してみても良いのではないか。</li> </ul>	

### 2-4 ダイアのパターン

固定ダイヤ型	1
基本ダイヤ型	4
非固定ダイヤ型	10
自由記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車時刻を決めて予約するのが良いのではないか。</li> </ul>

## 2-5 運行時間帯

始まり		終わり	
6時から	1	16時まで	3
7時から	6	17時まで	4
8時から	5	18時まで	5
9時から	3	19時まで	3
10時から	0		
自由記述			

## 2-6 運行曜日

月曜日	14	土曜日	6
火曜日	14	日曜日	3
水曜日	14	祝祭日	3
木曜日	14		
金曜日	14		
自由記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院が休みである日、祝祭日は運休で良い。</li> <li>・移動ニーズ把握のため、平日は毎日運行すべき。</li> <li>・土、日、祝祭日に買い物に行きたい人もいないのではないか。</li> </ul>		

## 2-7 車両

4人乗り	4
5人から8人乗り	9
9人から11人乗り	1
自由記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初から決めずに輸送量の見込等から検討してはどうか。</li> <li>・大きすぎると小回りが利かないのではないか。</li> </ul>

## 2-8 運行事業者

タクシー事業者	9
バス事業者	4
NPO 法人を含む法人	5
町	2
自由記述	・広く参画できると良い。

## 2-9 車両待機場所

運行事業所事務所内	11
地区公民館	2
行政が管理している土地	3
自由記述	

## 2-10 乗降場所

町内全域で乗降可能	10
乗降場所を指定	5
バス停を設置	0
自由記述	

## 2-11 運賃

### 2-11-1 運賃体制

町内均一料金	14
特定の場所のみ追加運賃	1（町外の病院）

### 2-11-2 金額

無料	2	400円	1
100円	0	500円	10
200円	1	600円から1,000円	1
300円	2	1,100円以上	0

### 2-11-3 割引制度

あり	高齢者	6
	75歳以上	7
	障害者	10
	免許返納者	10
なし		4

### 2-11-4 運賃に関するその他

自由記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行は無料で本格運行は有料でも良いのではないかと。</li> <li>・往復利用で考えると200円から300円もしくは割引が必要かと思われる。</li> <li>・町民のみ割引あり。</li> </ul>
------	--

## 2-12 予約

### 2-12-1 予約の方法

電話	15	メール	6
ネット	2	FAX	5
アプリ	3		

### 2-12-2 予約の締め切り時間

前日の営業時間まで	11
予約時間の〇時間〇分まで	・30分 ・1時間 ・2時間 ・3時間 各1

### 2-12-3 予約に関するその他

自由記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートメールでも対応してほしい</li> <li>・目や耳の不自由な方でも予約できるようにしてほしい。</li> <li>・始発のみ前日までの予約とし、当日は1時間前としてもいいのではないかと。</li> </ul>
------	---

## 2-13 その他

自由記述	<ul style="list-style-type: none"><li>・アンケートをとる場合は、対象を限定しないようにする。</li><li>・地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方（ガイドライン）」に沿った形で運行計画、運賃等を設定していただくとともに、バス・タクシー協会及び町内事業者関係機関との調整を適切に図っていただくようお願いする。</li><li>・不便さを感じる要因に、周知不足と利用方法の複雑さが挙げられるので、「わかりやすい」方法で、多く「周知」したほうが良い。</li><li>・障害者の通勤等にも利用できるようにしていただきたい。現在おでかけ号で施設に通所している方がいるが、電話予約は難しく、利用料金によっては、通所して得られるお金より交通費のほうが多くなってしまふ。</li><li>・町民が何を望んでいるのか集約して、利便性を考慮したうえで実施することが望ましいと思う。</li></ul>
------	--

### 3. 町の方向性

1 対象者	町民なら誰でも ※事前に会員登録をした16歳以上。 ※登録料は無料。
2 運行方式	自由経路ドア・ツー・ドア型 ※予約により、家と指定した乗降場所を結ぶルートを実行する。 ※予約上により乗り合いが発生する。
3 運行エリア	町内全域
4 ダイヤの パターン ▲	基本ダイヤ型 ※設定された発車時刻に合わせて予約をする。 例「8時便で家から〇〇まで予約したい」
5 運行時間帯	7時から18時まで ※始発：7時便 終発：17時便
6 運行曜日 ▲	火曜日：おでかけ号で病院に行く人が多い曜日 水曜日：おでかけ号の運休日 土曜日：おでかけ号の利用者が少ない曜日
7 車両	4人乗り～11人乗り ※最初から決めずに輸送量の見込等から検討する。 ※車両数は1台を予定。
8 運行事業者	タクシー事業者、バス事業者 ※路運送法21条で実証運行を行うため、事業者の制限はない。
9 車両待機場所	運行事業者事務所内
10 乗降場所 ▲	乗降場所を指定 ※公共施設、商業施設、病院等を指定する。
11 運賃	500円（片道） ※高齢者、障害者は400円。 ※障害者の介助者は無料。
12 予約	電話、FAX ※予約時間の1時間前まで。 ※始発のみ前日の18時まで

## 4. 今後のスケジュール

### 4-1 周知・利用促進の推進

実証運行の開始に合わせて、新たに導入される交通サービスの運行内容や利便性を周知し、地域住民に利用を促す。具体的な取組内容（案）は下記のとおり。

#### 【取組内容（案）】

##### ■知ってもらうための取組

- ・住民説明会の開催、周知チラシの作成、SNSやHP等による発信、予約方法講座、回覧板の活用、駅や町内会の掲示板への掲載、沿線住民へのポスティング、民生委員・児童委員への周知協力依頼、出発式の開催 など

##### ■使ってもらうきっかけとなる取組

- ・おためし券の配布、おでかけイベントの開催 など

##### ■よりたくさん使ってもらうための取組

- ・回数券や定期券導入の検討、商業施設との連携（バスを利用して●●スーパーに行くと100円引き等） など

**デマンドバスの実証運行が始まります!**

～期間～  
平成29年 12.1(金)～  
平成30年 1.31(水)～

**デマンドバスとは**  
デマンドバスとは、事前にお電話にて予約をしていただくことで、ご自宅から目的地まで送迎する、利便性の高い公共交通です。デマンドバスと同様に、1台の車両に他の利用者と一緒に乗っていただくことで効率的な運行を行い、運賃を安価に設定しています。

**運行エリア**  
①実証運行開始中の路線バス「高津南ルート」は2025年度（令和7年度）から実証運行のエリアとなりますので、ご注意ください。

**利用方法**  
※時刻を変更したい場合は、予約時間の30分前までに連絡をお願いします。

① 利用予約  
② 乗車 (乗降場所の決め方)  
③ ご自宅へ  
④ 目的地到着  
⑤ ご自宅へ (乗車)  
⑥ 目的地出発

**運行時間**

往路	運行時間帯	復路	運行時間帯
1線	7:20-8:00	6線	9:00-9:40
2線	9:40-10:20	7線	11:20-12:00
3線	12:00-12:40	8線	13:10-13:50
4線	13:50-14:30	9線	15:50-16:30
5線	16:30-17:10	10線	17:40-18:20

**料金**  
●大人 1名-200円  
●小人 (高校生以下) 1名-100円

**ご予約はこちら**  
名士バス株式会社  
TEL:01654-2-4151 FAX:01654-3-3891

図 周知チラシの例(名寄市)

## 4-2 社会実験の評価・検証

乗降者数の集計や利用者アンケート調査等によって、本社会実験の評価・検証を行う。主な検証項目は「導入目的の達成状況」「運行内容の妥当性」とする。具体の検証項目は下表のとおり。

表 評価・検証の項目

検証項目		検証方法
導入目的の達成状況	駅・商業・医療施設等へのアクセス向上	乗降者数の集計によって、「駅・商業・医療施設等の最寄りバス停における乗降者数」を整理することで、アクセス向上の効果を検証する。 利用者アンケートによって、「利用者の属性」「行先」「行先で使用した金額」等を把握し、分析することでその効果を検証する。
	高齢者等の外出支援	利用者アンケートによって、「利用者の年齢」「行先」「外出目的」等を把握し、分析することでその効果を検証する。
運行内容の妥当性	運行ルート・経由施設・バス停位置	乗降者数の集計を行い、「利用の多い曜日・時間帯などを把握することで、本運行時における運行内容の検討に活用する。
	運行時間・間隔	乗降者数の集計によって、「時間帯別の利用状況」を整理することで、運行時間の妥当性を検証する。 利用者アンケートによって、「待ち時間に対する意見」等を把握し、運行間隔の妥当性を検証する。
	運行曜日	乗降者数の集計によって、「曜日別の利用状況」を整理することで、運行曜日の妥当性を検証する。 利用者アンケートによって、「運行曜日の要望」等を把握し、土日における運行のニーズを検証する。
	車両(サイズ・台数)	乗降者数の集計によって、「最大車内人数」等を整理することで、運行車両の妥当性を検証する。
	運賃設定	利用者アンケートによって、「運賃に対する意向」等を把握し、運賃設定の妥当性を検証する。 また、実際に生じた費用や収入を整理し、事業継続性の観点からも運賃設定の妥当性を検証する。
	予約方法	利用者アンケートによって、利用前後の「予約に対する抵抗感」等を把握し、予約方法の妥当性を検証する。
本運行に向けた課題		関係者へのヒアリング等を行い、適宜、本運行に向けた課題（収益性の確保、走行環境の改善、安全性の確保、道路渋滞の回避・解消など）の洗い出しを行う。

### 4-3 今後のスケジュール

今後のスケジュールは次のとおり。

表 スケジュール（案）

令和4年度	6月	○第1回交通会議開催【本日】 ○実証運行内容・検証内容の検討
	7月	○実証運行内容・検証内容の検討 ○実証運行申請書類の作成 ○第2回交通会議開催（運行内容の承認） ○運行事業者との契約 ○実証運行申請書類を運輸局へ提出
	8月～10月	○周知広報、住民説明会の実施 ○実証運行にかかる予算の確保
	11月	○実証運行スタート
	12月～	○利用状況のモニタリング（毎月） ○効果検証・課題抽出（3か月ごと） ○東庄町地域公共交通計画策定の補助金申請
令和5年度、令和6年度		○各種アンケート調査の実施 （町民アンケート、利用者アンケート） ○実証運行の効果検証・課題抽出 ○実証運行内容の見直し ○東庄町地域公共交通計画の策定
令和7年度		○東庄町地域公共交通計画に基づく公共交通サービスの見直し ○再編内容の周知 ○利用促進策の推進